

条例見直し調書

作成年度

平成 20 年度

条例名		知事及び副知事の給与等に関する条例	
条例番号	昭和 28 年神奈川県条例第 8 号	法規集	第 2 編第 4 章第 1 節
所管部局室課	総務部人事課		
条例の概要	地方自治法第 204 条第 3 項に基づき、知事及び副知事の給料その他の給与及び旅費並びにその支給方法について定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方自治法第 204 条第 3 項に基づき、知事及び副知事の給料の額並びに支給方法等について、条例で定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	給料の額については、平成 19 年に特別職報酬等審議会の答申を受けて、現在の額としており、また、旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、適正な内容である。	給料月額（減額後） 知事 136 万 3 千円 副知事 109 万 4 百円
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	給料の額については、平成 19 年に特別職報酬等審議会の答申を受けて、現在の額としており、また、旅費についても、一般職員の例により計算することとしているなど、社会情勢や職責の変化等に応じた見直しを適宜行っており、効率的なものとなっている。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方自治法に基づき、知事及び副知事の給料の額等必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方自治法に基づき、知事及び副知事の給料等を定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
見直し結果	その他		
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特記事項 特別職報酬等審議会の答申等に基づき、適宜改正を行っていく。
次回見直し予定		平成 25 年度	見直し規定の有無 有 無